

米国の国外拠点移行取引

はじめに

米国財務省の租税政策室は、2002年5月に、米国を本拠とする法人が、タックス・ヘイブン等に本拠を移転する取引を行い、その量及び規模が増加していることを憂慮してその対策の必要性を検討した報告書（以下「報告書」という。）を作成し、公表している⁽¹⁾。

報告書は、このような取引形態を Corporate Inversion Transactions（以下「CIT」という。）と表現し、これは別に新しいものではないが、その頻度、規模が最近増加しており、米国財務省は、CITとの関連において生じる諸問題の検討及び米国の課税システム、米国経済への影響の検討を開始した。

米国法人がCITを行う主たる理由は、米国における法人税の節税であり、米国財務省は、このような取引を引き起こす原因となっている現行税制の問題点をこの報告書において分析している。そして、このような取引が長期的には米国経済に悪い影響を及ぼすことを憂慮している。

1 CIT とは何か

CITは、米国を本拠とする多国籍グループの組織が変更されて、主として低税率国に新外國法人（持株会社）が設立され、その新設持株

会社を親会社として、既存の米国親会社をその持株会社の子会社とする取引である。

この組織再編の結果、外国持株会社を頂点として、その子会社に当該米国法人及び従前に当該米国法人の外国子会社であった外国子会社が並ぶ形態となる。

報告書は、CITが生じる原因の一つとして、米国内国法人への税負担と米国における外国法人の税負担に相違があることを挙げている。

2 CIT 取引の節税効果

米国親会社を外国持株会社の子会社に再編成する手法としては、わが国における株式交換又は株式移転と類似した方法が利用されるが、法人株主及び法人の段階で課税が生じることになる。このような課税が米国において生じることはこの取引において織り込み済みのことである。

具体的なスキームは、タックス・ヘイブン無税又は低税率国に持株会社を設立する。最も利用頻度の高い国は、タックス・ヘイブンであるバーミューダである。

米国親会社の場合、外国子会社からの配当は、米国において外国税額控除の適用があるとはいえる、その計算過程において複雑な計算を強いられ、また、タックス・ヘイブンに所在する外国子会社の場合は、米国においてタックス・ヘイブン税制の適用対象となる可能性もある。

Topics of International Taxation

外国持株会社の場合、子会社からの配当について、その源泉地国となる国において源泉徴収課税の適用はあるが、外国持株会社の所在地国における課税はないか又は少額課税により終了することになる。

さらに、外国親会社等から米国法人に貸付等を行うことにより、その支払利子が米国において損金算入となるのであれば、米国の課税所得は減少することになる。利子の場合と同様に、米国において使用料所得の生じる取引がある場合、米国の課税所得は減少することになる。また、米国親会社の場合、当該米国法人が取得していた国外源泉所得の生じる取引を外国子会社に移行することにより米国の課税所得は減少することになる。

3 租税条約の適用

この企業再編により、米国国内源泉所得としての配当、利子、使用料等の投資所得が米国法人から外国親会社等に支払われることになる。

米国とバーミューダの間には1986年に締結された租税条約がある。しかし、この租税条約は、バーミューダがタックス・ヘイブンであることから投資所得に対して条項がなく、米国国内源泉所得となる投資所得に対して米国国内法のとおり30%の源泉徴収となる。

このような源泉地国課税が米国において行われるのであれば、このスキームの妙味はなくなることになる。そこで、米国とバルバドスとの間の租税条約（1983年までは米国・英國租税条約が適用拡大され、1984年以降現条約）が検討される。

この米国・バルバドス租税条約（第4条）では、バルバドス居住者となる法人は、バルバドスにおいて管理支配されている法人である。したがって、バーミューダに設立した持株会社の管理支配をバルバドスにおいて行うのであれば、米国・バルバドス租税条約が適用されて、受益者規定の制限はあるが、親子間配当は5%の限度税率の適用となる。

なお、バーミューダにおける法人課税はなく、バルバドスでは、報告書によれば、当該法人に対して1%から2.5%の法人税率の適用となる。

4 まとめ

この報告書は、二つのことを示唆しているものと考える。一つは、対米国投資を行うわが国の法人に対して、米国における課税を軽減する方法を示していることである。第2の点は、米国法人の動向が米国固有の問題ではなく、やがてわが国においても同様の問題が生じる可能性があることである⁽²⁾。

(1) Office of Tax Policy Department of the Treasury, "Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications" May 2002

(2) 本論作成後、平成14年8月25日の読売新聞朝刊に「米企業は税金を払え」「タックスヘイブン」への逃避急増」という見出しの記事が掲載されている。

中央大学商学部教授

矢内 一好